

## TOPIC 1 | 建材・設備のEPD取得などへ補助開始

国土交通省が「CO<sub>2</sub>原単位等の策定に係る支援」事業（令和6年度補正予算）の公募を開始した。EPD（環境製品宣言）やCFP（カーボンフットプリント）、PCR（製品カテゴリールール）の策定など、一定の要件を満たす建材・設備に係るCO<sub>2</sub>原単位の策定に対して、建材・設備に係る業界団体又は民間事業者などに補助を行う。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物の建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じたCO<sub>2</sub>（ライフサイクルカーボン）の削減に目が向けられ始めている。24年には（一財）住宅・建築SDGs推進センター（IBECs）が建築物ホールライフカーボン算定ツール「J-CAT」を公開したが、算定ツールができて、建築物に使用する建材・設備の個別の製品情報がなければ正確な計算はできない。このため、建材・設備の生産・製造におけるCO<sub>2</sub>排出量の情報整備が急務となっている。

補助金は、一商品につき400万円（税込）が上限で、PCRなどカテゴリーごとに策定するものは1カテゴリーに400



（一社）環境共生まちづくり協会のサイトから応募ができる

万円（税込）が上限。一事業者の申請可能な上限額は1000万円（税込）。（一社）環境共生まちづくり協会が窓口となり公募期間は25年12月24日まで、予算に達し次第終了する。支援を受ける場合は、成果報告までにCO<sub>2</sub>原単位等を公開することなどが求められる。

今回の支援では、CO<sub>2</sub>原単位等策定に係る人件費やデータベース利用費、第三者検証費用などが補助されるため、普及への大きな起爆剤となりそうだ。

## TOPIC 2 | 令和の大改正がスタート。審査業務円滑化へ、支援サービスが充実

4月から改正建築物省エネ法、改正建築基準法が全面施行された。省エネ基準適合義務化、4号特例縮小により審査体制に大きな負荷がかかることは必至だが、審査業務円滑化に向け、支援サービスが充実してきている。

全国に約150の検査・審査などの機関があるが、機関によっては、省エネ適判業務を行わない機関も出てきており、対応に困る住宅事業者が出てくる懸念がある。こうしたなか、日本ERIは、25年4月から本社に1年間限定で「省エネ適判特別判定チーム」を設置して、同社に確認申請の提出がない顧客からの申請にも対応する。

確認検査、省エネ適判、住宅性能評価、瑕疵保険までワンストップで提供できる業界唯一の会社であるハウスプ

ラス住宅保証は、全国エリアでの確認検査の対応力拡大に向けて、リモート検査の導入も進めている。

申請サポートを行う事業者の役割も増大していきそうだ。住宅保証機構は、25年1月に、省エネサポートセンターを新設し、省エネ計算サポートと適判サポートを組み合わせた包括的なサービス「省エネ適判通知書サポート」の提供を開始した。

エヌ・シー・エヌ建築環境設計は、省エネ計算と住宅性能評価申請サポートの2つのサービスを提供。新旧の業務フローを作成し、新法において変わることや、省エネ・構造をそれぞれどのルートで進めるのかなど、複数のパターンを示し、対応策の提案を進めている。

新刊 省エネ基準の義務化へ 関連法令を一冊に集約

創樹社

必携 住宅・建築物の省エネルギー基準関係法令集 2025

住宅・建築に関わる企業、地方自治体、性能評価機関などに向けた必携の書

